

リスク分担表

No.	区分	内容	負担者	
			市	指定管理者
1	物価変動	人件費、物件費など物価変動による経費の増		○
2	金利変動	金利の変動による経費の増		○
3	地域・市民および利用者への対応	地域との協調		○
		施設管理や業務内容に対する市民および利用者からの要望、苦情への対応		○
		上記以外	○	
4	法令の変更	施設の管理運営に影響を及ぼす法令変更	○	
		指定管理者に影響を及ぼす法令変更		○
5	税制度の変更	施設の管理運営に影響を及ぼす税制変更	○	
		一般的な税制変更		○
6	政治、行政的な理由による事業変更	政治、行政的な理由から、施設の管理運営の継続に支障が生じた場合、または業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費およびその後の維持管理経費における当該事情による経費増加分の負担	○	
7	不可抗力	不可抗力に伴う施設・設備の修復による経費の増加および施設の管理運営の停廃止 ※不可抗力＝暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、争乱、暴動その他市や指定管理者の責めに帰すことができない自然的または人為的な現象	○	
		新型インフルエンザ等その他の感染症による管理運営の中断や対策等に要する経費		別途協議
8	書類の誤り	管理業務仕様書等市が責任を持つ書類の誤りによるもの	○	
		事業計画書等指定管理者が提案した内容の誤りによるもの		○
9	資金調達	指定管理料の支払遅延（市→指定管理者）によって生じたもの	○	
		経費の支払遅延（指定管理者→業者等）によって生じたもの		○
10	施設や設備の損傷	点検（建築士による専門的点検） ※細目については、別に明示する。	○	
		点検（日常点検） ※細目については、別に明示する。		○
		経年劣化によるもの （小規模なもの。1件20万円未満のものに限る。）		○

No.	区分	内容	負担者	
			市	指定管理者
10	施設や設備の損傷	経年劣化によるもの（上記以外）	○	
		第三者行為によるもので相手方が特定できないもの（小規模なもの。1件20万円未満のものに限る。）		○
		第三者行為によるもので相手方が特定できないもの（上記以外）	○	
11	備品や消耗品の損傷	指定管理者としての注意義務を怠ったことによるもの		○
		第三者行為によるもので相手方が特定できないもの（小規模なもの）		○
		第三者行為によるもので相手方が特定できないもの（上記以外）	○	
12	第三者への賠償	指定管理者としての注意義務を怠ったことにより損害を与えた場合		○
		上記以外の理由により損害を与えた場合	○	
13	保安	警備の不足による情報漏洩や犯罪の発生		○
14	施設競合	競合施設による利用者の減少、収入の減少があった場合		○
15	需要変動	当初の需要見込と実施結果の差異によるもの		○
16	債務不履行	市による協定内容の不履行があった場合	○	
		指定管理者の業務及び協定内容の不履行があった場合		○
17	施設の利用不能等による収入の減少	指定管理者の責めに帰すべき事由により受託施設が利用不能となった場合		○
		上記以外の場合（別途協議を要する。）	○	
18	指定管理終了時の費用	指定管理期間が終了したときまたは期間の途中において業務を停廃止した場合における指定管理者の撤収費用（原状復帰経費を含む）及び業務引継ぎに要する費用		○

※この分担表に定める事項以外の不測の事態が生じた場合は、市と指定管理者とで協議の上リスク分担を決定するものとする。この場合において、両者は協力して事態の収拾に当たるものとする。